

平成29年度第5回小平市国民健康保険運営協議会要録

日 時 平成29年12月14日（木）午後1時30分開会
場 所 小平市役所3階 庁議室
出席者 会長及び委員14名、計15名（欠席者2名）
議 題 小平市国民健康保険条例の一部改正について（諮問事項）
傍聴者 なし

[主な質疑等]

議題 小平市国民健康保険条例の一部改正について（諮問事項）

- 会 長 : 保険税と保険料の違いを再確認しておく。
国民健康保険には、自治体ごとに保険税と保険料の2種類がある。小平市は保険税であり、税として賦課徴収する場合の利点や違いはあるか。
- 事務局 : 主に、時効の期間が異なる。保険料は2年、保険税は5年である。（保険税の場合、増額賦課は過去3年、減額は過去5年の遡及が可能。保険料の場合はこちらも2年）
5年間、滞納処分が可能な点が、税として賦課する重みだと捉えており、小平市は当初から保険税を選択している。多摩26市中、24市が税を適用し、2市が保険料である。区部は統一で保険料。全国的には保険税として扱う方が多い。
- 委 員 : 事業費納付金の算定方法（資料）では、医療費水準に応じた保険料水準とすることで、医療費適正化のインセンティブを確保するとある。そもそも、インセンティブとは何か良い取り組みをしたことに対する報酬だと思うが、具体的にはどのようなものか。
- 事務局 : 東京都は事業費納付金の算定にあたり、医療費の水準を全て反映するとした。これは、区市町村が医療費適正化に取り組むことで、結果として医療費水準、医療費格差を小さくする目的がある。取り組みを行った自治体は、公費（交付金）によりインセンティブ（歳入）が配分される。
- 委 員 : 「保険者努力支援制度」という制度か。小平市はどの程度歳入確保ができるのか。
- 事務局 : 平成30年度は、国（全体）で800億円程度のインセンティブ予算のうち、小平市は約6,100万円の歳入を見込んでいる。市は、このインセンティブ（歳入）の確保を行うことで、将来的な保険税の上昇を抑えていきたい。
- 委 員 : インセンティブとして歳入が増加すれば、結果として、一般会計からの繰り入れに影響するのか（繰入金が増加するのか）。

事務局 : 財源の不足は、保険税で補うか(保険税を値上げするか)、繰入金で補うか、そのほか、インセンティブによる歳入増か。または収納率の向上で確保するか、のいずれかである。インセンティブによる歳入を確保することは、法定外繰り入れを減少させる要素となる。

委員 : 収納率を上げるために、小平市はどのような取り組みを行なっているのか。

事務局 : 財産調査、状況に応じた差押え、タイヤロックといった対応も行なっている。国民健康保険税の滞納に関しては、短期証の発行(期間の短い保険証の発行)により、納付相談の機会を確保する方策もとっている。このような徴収努力により、最近では収納率が上がっている。

委員 : 様々な事情により、全ての人が完納するのは難しいと思うが、口座引落としや特別徴収(年金からの引き落とし)など、可能なものは引き落としを徹底するなど、徴収できる所からきちんと納付いただく取り組みが重要だ。市は、お知らせや促しだけではなく、納税意識を高めるPRも強化した方が良い。

事務局 : 年金からの引き落としは、どの自治体でも行なっているが、生活保障の観点から、引き落としには条件がある。加入者全員が65歳以上であること、天引き対象になる年金が年額18万円以上であること、国保税と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超えていないこと、等である。

納付の強化という面では、納付機会の拡大として、銀行支払いだけでなく、平成22年度からコンビニエンスストアでの納付、平成26年度からはクレジットカード納付、昨年からはペイジー口座振替受付サービス(キャッシュカードを読み取り機にスキャンするだけの簡単な口座引落とし申込み)を開始した。引き続きPRも強化していきたい。

委員 : 払えるけれど払わない、払いたくても払えない、といった見極めは難しいと思う。払いたくても払えないという方々には、減免制度等の周知を十分伝えてほしい。学生に聞くと、年金制度には学生猶予や免除があること、将来の年金の受け取りに繋げるよう、いろいろな制度があるということ、かつ猶予と免除は違うということをよく理解している。国民健康保険についても、免除や負担軽減制度、自治体によって違いがあるもの等、制度の周知を徹底すれば将来の納税意識に繋がると思う。

事務局 : 国民健康保険税は、所得の水準に応じて均等割を7割・5割・2割軽減する制度があるが、これらは加入者自身が申請をする必要がなく、自動的に軽減される。そのほか、災害、火災等の特別な事情があり保険税の納付が困難になった場合には、申請による減免制度が設けられている。必要に応じて案内している。

委員 : 気軽に相談できるよう、わかりやすく周知いただけると助かる。

委員：今回の改定は、今後2年間の財源不足を解消するため、との説明であった。資料（今回ご議論いただきたい論点の③）では、法定外繰入れが平成34年度に解消とある。法定外繰入金の解消について、中長期的な展望など（今回改定を行わなければどうなるのか等）、スケジュールがすでに示されているのか。

事務局：保険税には、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の3種類があり、医療保険分は、今回の改定では今後2年間の財源不足を補うだけの最小限の改定としている。一方、後期高齢者支援金分、および介護保険分については、5年後（平成34年度）を目途に解消したい（標準保険料率に到達させたい）。

なぜなら、後期高齢者支援金分、および介護保険分は、高齢化の進展にともなう経費であり、医療費適正化のインセンティブが効かない。いわば、医療費適正化に市が取り組んでも、減る要素がない部分である。そのため、5年という比較的短い期間で標準保険料率に到達させるべきと考えている。

一方の医療保険分については、標準保険料率とのかい離が大きい（一番の課題である）。大きなかい離を解消するには、現状において少なくとも10年はかかるのではと考えている。市は、医療費適正化（インセンティブ確保への取り組み）に一生懸命取り組み、医療費が増高しないような働きかけをしていく。

会長：諮問事項とは離れる質問だが、医療機関ではインフルエンザのワクチンが不足しているとの情報があるが 入荷の状況など、教えていただけるか。

委員：ワクチンのは入荷量は、昨年の実績で配分されているため、不足状況は医療機関によって違う。年末に向け、補充される見込みだ。

委員：今年の不足は、流行の見込みが少し遅れたこともあるだろう。お子さんは2度接種する必要があるのですが、保護者の方は不安だと思うが、間に合う見込みである。

会長：ほかに質問は。

委員：東京オリンピックで景気が良くなると市税への影響はあるのか。市は、景気をどのように捉え、今後の対策を立てているのか。

事務局：景気と収納率は密接に関係すると考えている。昨今の収納率の上昇は、景気がゆるやかに回復していることが要因だと判断している。オリンピックにより景気が良くなることを予想しているが、国民健康保険に関しては、雇用状況がよくなれば加入者が減り、景気が減速すると加入者が増えるといった状況もある。国民健康保険は国民皆保険を支える受け皿という側面があり、景気がどう左右しても、最後は地域の保険（国保）で支えるという面があるため、収納確保が難しい要素もある。

委員：ジェネリック医薬品について。現在、小平市の普及率はどうか。また、実情として、医師から促されないと切り替えにくいのが、どうしたものか。

事務局：昨年度の時点で66%程度である。市のデータヘルス計画では目標60%を掲げ、すでに達成しているが、政府は、目標を29年度半ばに70%以上、平成32年度9月までに80%以上という高い目標を掲げているので、今後さらなる普及率の向上に努めている。切り替えについては、薬の溶け方によって効き目が変わる場合もあるので、必ず医師と相談の上、判断していただきたい。

委員：処方箋を見ると、（横にチェック欄があり）切り替え可能か見分けられるので、薬剤師と相談の上、切り替えることができる。

委員：保険医や薬剤師には、療養担当規則、薬剤師療養担当規則^(※)という法により、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及に務めることが課せられている。ジェネリック医薬品を使うか使わないかは、本来、患者の権利であり、我々（保険医や薬剤師）は選択する機会を設けるとするのが大事な点である。

会長：諮問事項については、次回の協議会に審議を継続したい。

以上

※療養担当規則：

正式名を「保険医療機関及び保険医療養担当規則」といい、保険医療機関や保険医が保険診療を行う上で守らなければならない基本的な規則を具体的に定めたもの。

薬剤師療養担当規則：

正式名を「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」といい、健康保険による診療を担当する保険薬局や保険薬剤師の責務を定めたもの。